

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

準備書面1

令和7年5月9日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

被 告 宮 部 龍 彦

被 告 示現舎合同会社

上記代表社員 宮 部 龍 彦

第1 訴状に対する反論

1 本案前の主張

(1) 請求の特定欠缺(民訴法133条1項)

原告らは「被差別部落」なる用語を前提に、訴状別紙記事目録1・2・3・4の各記事を削除し、将来も公表を禁止せよと求めているが、訴状・準備書面を通じてその定義も判定基準も一切示していない。どの地域が「被差別部落」かは原告自身の恣意的判断に委ねられており、裁判所が客観的に識別・特定できない。

そもそも記事では「被差別部落」との用語は用いていない(本書面でも、あくまで原告らが言うところのという意味合いで「被差別部落」と括弧書きする)。このことを突き詰めれば「記事全体の趣旨から」とか、あるいは「被告宮部が書いたものだから」といった極めて曖昧か不公平な基準に依拠するしかない。仮に、原告らや裁判所が場所を基準に「被差別部落」を認定して、そこへの探訪を禁止するのであれば、そのこと自体が極めて差別的であるし、対象地域をリストアップしなければ被告らは原告らの請求を履行できず、それもまた自己矛盾である。

請求趣旨2項は、ウェブ・書籍・放送・映画化等「あらゆる媒体による将来

の公表」を一括して禁圧しようとするが、具体的にどの表現が違法かを特定しておらず、執行可能な範囲も明示されていない。

よって、本件請求は給付・禁止の「特定」を欠き、不適法として却下されるべきである。

(2) 先行的・包括的な表現禁止は憲法 21 条違反

訴状の請求の趣旨によれば、原告らは既存記事の削除にとどまらず、被告らによる将来にわたる一切の公表行為を禁止せよと求めている(訴状請求趣旨2項)。

最高裁判例(北方ジャーナル事件・民集 40 卷 4 号 872 頁)が示すとおり、出版等の禁止はその表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときに限り、例外的に許されるものである。

具体的な損害内容が明らかでない状態で、取材・学術研究を一括して封じる網羅的差止めは、必要最小限度を著しく逸脱する。

(3) 権利保護の利益欠缺(抽象的危惧のみ)

原告は曲輪クエスト記事による被害について抽象的な危険を述べるのみで、日時・主体・態様が特定された被害事実は示されていない。

損害賠償請求の前提となる不法行為要件(損害発生・因果関係)も、差止請求の前提となる現実の危険性も立証されない以上、訴えは保護の利益を欠く。

(4) 原告らの当事者適格の欠如

原告新潟県連は任意団体にすぎず、県域のすべての住民・土地を代表し得る法定権限を有しない。したがって、県内にある部落に係る情報の一括差止を求める適格を欠く。

また個人原告らの請求を認容するためには、裁判所が本件各地域を「被差別部落」と判定するほかないが、わが国法令にその定義・判定基準はな

く、かえって司法が新たに地縁による身分を認定することになり、原告らの主張する差別撤廃政策と矛盾する。

日本国民には居住移転の自由(憲法第 22 条1項)が保障され、地域と身分を固定的に結びつける法的根拠は存在しない。仮にそうであるとしても、被告宮部は実際に現地を訪れて記事を書いているのだから、地域との関連で言えば被告宮部も個人原告らも平等である。よって本件請求は実現不能であり、権利保護の利益を欠く。

以上により、原告らの請求(特に請求趣旨第2項)は請求の特定・当事者適格を欠く。

(5) 訴訟目的は「曲輪クエスト」の全面停止にあり民事訴訟で達成不能である

原告らの目的は、曲輪クエスト全般をやめさせることと考えられるが、その前提となる「部落」の線引きが恣意的で流動的である。

もし「被差別部落に当たらない」場所なら公開してよいのか、あるいは原告と無関係な地域なら自由なのか訴えの枠組みでは一切答えが出ない。

かかる抽象・包括請求で学術・報道活動を全面禁止することは、民事訴訟手続の想定する救済の枠外であり、訴権の濫用に当たる。

2 事案の概要(訴状第 1)

「二四時間三六五日差別の恐怖に晒される」との主張は不知。

これらは原告らによる抽象的な危惧にとどまり、損害発生の主張としては不十分である。原告らが提出した証拠は全て具体的差別事例がなく、法的に要求される要件事実を決定的に欠く。

一方、原告らは公然と記者会見や糾弾活動を行い、行政機関や教育機関に対して積極的な影響力を行使している(乙 15・乙 9・乙 10 など)。これは、社会的排除や差別被害を恐れているとする原告らの主張とは整合しない。

その余は争う。

原告らは、被告宮部が「差別の拡大を意図」していると主張するが、被告宮部が差別の拡大を意図することを裏づける具体的事実を何ら主張・立証していない。被告宮部の記事等は、学術的な地理・地誌研究と、新潟県教育委員会および原告部落解放同盟新潟県連合会（以下「原告新潟県連」という。）が行ってきた一連の「確認会（糾弾）」の実態を検証する調査報道であり、主観的にも客観的にも学術目的・公益目的に適っている。よって、原告らが主張するような悪意あるいは差別を助長する主観的要件は明確に否認する

また、原告らは自身のプライバシー利益が侵害されると主張するが、原告長谷川サナエは提訴直後に自ら記者会見を開催し、自身の実名・所在地（新発田市）を積極的に報道各社に公表している。現に 2024 年 1 月 25 日配信の朝日新聞記事には「長谷川サナエさん（78）=新潟県新発田市=は実名を出して臨んだ」（乙 15）。原告新潟県連もまた、自らの関連団体ウェブサイト等において訴訟支援を呼びかける記事を実名入りで継続的に公開している（乙 9・乙 10）。したがって、原告ら自身の自招行為により、プライバシー利益は大幅に減殺されている。

さらに、原告新潟県連副委員長が教職員向けの研究集会報告集や学習資料において、「他の人から見ると苗字を見ると、「あれ？お前同和地区から逃げてきたんだ。」と一目瞭然でわかる部落姓があります。彼も典型的な部落姓です。したがって、その苗字で入学してるわけですから、荒川高校で人権同和教育に取り組んだり、かかわる同和教育を積極的にやっていたりすれば、真っ先にこの子どもにかかわることができたはずです」「彼の自宅の目の前に荒川という大きな川があります。山もあります。ちょっと行けば海もあります。言葉おかしいですが、どこでも命を絶つ場所が周りにたくさんあったと思うのですが、彼はかなり遠いところまでとぼとぼと歩きながら、いろいろ考えながら歩いて行ったのだと思います。お母さんが生まれ育った同和地区に行って、そこで亡くなっていました」など具体的な個人識別情報を自ら記載・配布している事実も存在する（乙 4〔35 頁〕）。

また、「確認会」の場面においても、学校側に生徒数・地区名等の開示を要求している事実も確認される。現に乙 4〔31 頁〕には「ちょうど 2 回目の確認会の時です。管理職に、「お宅の学校に同和地区から通っている生徒がいるはずですが、把握していますか。」と言った時に、残念ながら管理職、教職員ほとんどの人が把握をしていなかった」「このきのと小学校は、東本町小学校と同じで校区に被差別部落があります。そして、ここにも書いてある通り 8 人がお邪魔をしています」という原告新潟県連副委員長の発言がある。したがって、地域情報の暴露や差別を助長するという主張は自己矛盾を含むものである。

原告らはまた、原告が経営する会社の所在地等の非公知情報が暴露されたと主張するが、被告宮部の記事において新たな非公知情報を摘示した事実はない。これらの会社情報は業界名簿や商業登記簿により公知となっており（乙 11・甲 26）、原告長谷川サナエ自身が報道取材に対し、「40 年ほど前、就職差別に遭って仕事がなかった地域のため、亡夫や仲間とともに会社を立ち上げた」と答えており、自ら部落との関連性を公表している（乙 15）。

「差別の拡散・拡大」「具体的差別のおそれ」は抽象的危惧にすぎず、日時・相手方・態様の特定を欠く。現実には原告らは大勢の支援者を動員し、行政・議会・報道機関と連携して公開活動を展開している（乙 10）。社会的排除を畏怖しているとの主張は自己矛盾である。

本件記事のうち、特に訴状別紙記事目録 5 は、教育現場への原告らの過度な介入や糾弾行為という不透明な慣行を市民の監視下に置き、是正を促すことを目的としたものである。これは憲法 21 条が保障する表現の自由および国民の知る権利の範囲内であり、高い公益性を有する。よって、原告らが主張する違法な損害の発生は認められない。

以上の理由から、差別助長の意図および具体的損害の主張には根拠がなく、被告宮部に対する記事等の削除、将来の公表禁止、損害賠償請求はいずれも

理由がないことを明確にする。

3 原告新潟県連は、政治的影響力の誇示や利得のために部落を利用していることについて

前記 1 の反論のために、特に重要な事実を示す。原告新潟県連は真に部落解放のためではなく、部落問題を利用して労組や過激派(中核派)と共に政治力を誇示すると共に、利得が目的の団体であることを強く示唆する根拠がある。

(1) 本件の初回口頭弁論で原告らが自治労と示威行為をしていた

2025 年 3 月 5 日の口頭弁論において、御庁前に全日本自治体労働組合(自治労)の街宣車(乙 16-1～乙 16-3)が横付けされ、自治労と共に裁判所前でデモ行進をする一幕があった。自治労関係者と、他県から来た解放同盟関係者(片岡遼平氏等)が参加していたことを確認している。

(2) 神林村裁判に中核派が連携していたことを示唆する写真がある

原告らが提出した神林村裁判の記事(甲 8)の写真の背景に「臨調」「反戦」の文字が書かれた垂れ幕が見える。これは 1969 年から 1981 年のいわゆる「反戦自衛官裁判」を支援したグループによるものである可能性が高く、中核派関連団体である。

(3) 原告新潟県連委員長と中核派フロント団体の幹部について

被告宮部が原告 2025 年 2 月 25 日訴えの変更申立書別紙 26(甲 41-2)の場所を訪れた際に、記事にある通り「長谷川力蔵だよ！被差別民だよ！」と言った人物は、中核派のフロント団体である「全国農民会議」事務局長の訴外●●●●である。被告宮部が知る限り、訴外●●●●は原告新潟県連代表の長谷川均から見て姻族 2 親等である。

(4) 神林村裁判の経緯が不可解で、裁判の目的は政治的影響力の誇示ないし利得ではないか

甲 8 によれば結婚差別を言いながら、湯の沢支部の設立目的は「旅稼ぎし

ないで済む生活がしたい」という金銭目的である。

本件で原告らが主張するような、部落の場所が特定されることで起こるような心理的要因の差別を解消することと、同和地区指定を受けて行政から貸付金等を得ることは何の関係もないどころか、むしろ相反することである。現に湯の沢地区の住民の大部分が、1967 年に返上した同和地区指定を蒸し返されることを望まず、ごく一部の住民が結成した湯の沢支部に猛反発していた。「埼玉県山梨県新潟県での現地研修記」(乙 17〔181～183 頁〕)の記述もそのことと符合している。

神林村裁判の判決(乙 18)を見ても、形式的な法律論を言うのみで、実質的に神林村裁判原告らが困窮しているとか、事業が差別解消に資すると言った趣旨のことは全く書かれていない。神林村裁判原告らの利益は実質的には差別解消ではなく、実質には政治的な判断を裁判所に代行させるような裁判で勝訴したという事実を示すことによる政治的影響力の誇示か、利得である。

同和対策事業は制度上属地主義であったのだから、神林村裁判は単に個人の不利益処分の救済ではなくて、裁判所に対して湯の沢地区を同和地区指定するかどうかの二者択一を迫るものである。同和地区指定は、反対する多数の住民にとっては不利益処分となり得る。それなのに、民主的なプロセスを飛び越えて、本来は行政の権限である同和地区指定を行うのと同等の判決を御庁が下したことは、極めて不適切であった。

現に、乙 17 には判決後の神林村の混乱ぶりと、民意に反した判決が半ば実効力を失っていたことが記録されている。

そして、御庁が判決理由に「湯の沢地区は要綱にいう「同和地区」に該当すると判断する」と明示して公開したことは、本件訴訟で訴訟記録の閲覧等制限が乱発されていることと全く整合性がない。あえて整合性を見いだせるとすれば「原告新潟県連の要求を漫然と丸呑みする」という一点のみである。

4 当事者(訴状第 2)

(1) 原告ら(訴状第 2-1)

ア 個人原告ら

争う。

被告宮部が訴状等をインターネット上に「晒す危険」があるとの主張は失当である。訴訟書類の公開は憲法 82 条の裁判公開原則に基づく国民の監視行為であり、公知となった情報を再提示しても新たな危険は生じない。

加えて、御庁令和 7 年(ソラ)第 1 号同年 1 月 29 日決定は、基本事件の当事者が閲覧制限決定に対し不服の利益を有しないと判示しており、被告らを拘束しない。閲覧制限を超える差止が必要なら、原告自ら仮処分等を申し立てるべきである。

また「差別が拡散されるおそれ」は原告ら自身の日常的な広報・活動による結果であって被告らの行為とは無関係である。さらに、原告らが暮らす地域が本件ウェブページ等によって被差別部落として「暴露」されたとの主張は否認する。まず原告らは「被差別」とは表現していないし、そのような暴露行為は、神林村裁判等によって原告ら自身が先行して行っている。

イ 原告部落解放同盟新潟県連合会

形式的に規約が存在することは認める。構成員数等は不知。

その他、団体の実質的な実態等については争う。

原告新潟県連が掲げる「差別廃絶」の名目とは裏腹に、実際には学校への糾弾や行政への過度な圧力等、違法性が疑われる行動を繰り返している事実は前述のとおり乙 4・乙 8-5 により裏付けられる。なお、乙 8-5 は黒塗り部分が多く、読解が困難なところ、乙 19 のとおり被告らにより事案別に時系列をまとめた。

なお、規約上「部落民をもって構成」としながら、訴状では「部落民と部落民でない者であって原告新潟県連で審議決定」と、非部落民も加入し得る

という趣旨の説明をしている点は矛盾であり、原告らの主張するような代表性・被害主体性を減殺するものである。

(2) 被告ら(訴状第 2-2)

ア 被告宮部および被告示現舎

被告宮部が本件ウェブサイトおよび X(旧ツイッター)アカウントを管理し、被告示現舎合同会社が当該サイトの屋号を用いている事実は認める。その余は不知。

「鳥取ループ@示現舎」アカウント凍結の具体的理由は X 社から開示されておらず、原告らの憶測に過ぎない。

イ 全国部落調査裁判との関係

被告らが同裁判の被告であった事実自体は認める。その余は否認する。

全国部落調査裁判で裁判中に裁判所が閲覧制限を付した書面をウェブサイトに掲載した事実はない。また、同裁判における閲覧制限は御庁のような判決前の包括的措置ではなかったし、公開した資料は仮処分等の対象となっていない公知部分に限られている。

被告示現舎合同会社は営利企業であり納税もしているところ、ウェブサイトの目的の 1 つが営利であることは認める。しかし、営利目的であって記事の公表は表現の自由として保護されることは変わらない。

「被差別部落」を特定・暴露する情報を「収益化」している事実はない。サイトの広告表示は一般的なウェブサイト運営に伴うものであり、差別助長を目的としたものではない。

5 部落差別の歴史～現在も続く深刻な部落差別～(訴状第 3)

知らないしは認否不要。

原告らが提示する江戸期以降の差別史や「部落地名総鑑」事件等の叙述は、いずれも一般論・歴史的背景説明にとどまり、本件訴訟において原告らが立

証すべき要件事実—すなわち①被告らによる違法な情報発信、②それによって原告ら固有の人格的利益が具体的に侵害されたという因果関係、③現実が生じた損害—を何ら裏づけるものではない。仮に過去に深刻な差別が存在したとしても、それが直ちに本件ウェブページ等を違法とし、原告らに損害賠償を認める根拠とはならない。

したがって、本項における原告らの歴史的・社会的主張は、本件審理において判断の前提となる法律構成とは無関係であり、認否の対象ではない。

6 新潟県における部落差別の経緯と原告新潟県連が果たしてきた役割(訴状第4)

(1) 歴史的経過・行政方針・神林村訴訟等(訴状第4-1～第4-3)

①1926年以降の統計推移、②昭和60年代の神林村訴訟の経過、③部落差別解消推進法に伴う県・市町村の啓発方針や条例といった歴史的・政治的背景について、事実関係は認める。原告らによる評価に対しては争う。

あえて原告らの主張の矛盾を挙げると、新潟県内の「被差別部落」は少数点在だから「寝た子を起こすな」の意識が強いという趣旨のことを言う一方で、明らかに「小数点在」の例外である100戸を超える県内最大規模の湯の沢が同和地区指定を返上していたことを原告らは自白していることがある。

当の住民や自治体が望まないのに、司法を使って強引に地区指定をさせたのが原告らの活動であり、そのことに御庁も加担したのである(乙18)。原告らが成果として喧伝したことから、湯の沢＝部落ということが、判決として公開され、様々な図書に掲載され、図書館やインターネットで検索可能になっている。それにもかかわらず、今回は部落のことを公言する原告らの行為を阻止するために訴え、湯の沢の地名を準備書面で伏せ字にする態

度は論理一貫性を欠く。

原告らは過去に神林村裁判で「寝た子を起こさない」ことに反対して提訴し、今回は「寝た子を起こす」ことに反対して提訴していることから、原告らは実態として「情報統制」を目的としていると推認される。

(2) 被告宮部による差別拡散行為に対する行政の対応(訴状第 4-4)

各自治体・新潟県が法務局あてに削除要請等を行った文書(甲 28～甲 38)およびこれを整理した後述の原告第 1 回準備書面(令和 6 年 5 月 15 日付)に記載の事実関係(要請書が発出されたという形式的事実)は認める。

法務省の指導を無視してプロバイダーを海外に移したことは否認する。法務省は原告らに「行政指導」を行ったことは一度もなく、「説示」にとどまっている。また、被告らは一貫して国内のプロバイダーを使用している。

要請書や議会意見書は行政機関・議会の一方的見解であって法的拘束力を有しない(行政指導ですらない)。民事裁判における違法性判断は、憲法第 76 条 3 項の「司法権の独立」に基づき裁判所が専属的に行うものであり、行政・立法からの介入は許されない。

そもそも、行政指導とは「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」(行政不服審査法第 2 条 6 号)を言うのであるが、曲輪クエストを止めさせることを任務又は所掌事務とする行政機関は存在しない。

要請書はすべて人権侵犯の「疑い」を前提に任意の削除依頼を求めるものに過ぎず、被告らの行為が実際に違法であること、また原告らに具体的損害が生じたことを何ら立証しない。よって本件請求の要件事実(違法性・損害・因果関係)を基礎づける証拠たり得ない。

むしろ、各自治体が原告新潟県連の働きかけにより公的立場で繰り返し

声明・意見書を発出している事実は、原告新潟県連の公的人物・公的争訟行為としての性質を示すものであり、プライバシー保護の範囲が縮小する方向に作用する(詳細は原告第1回準備書面への反論として詳述する)。

7 被告宮部による部落差別拡散行動の経緯(訴状第5)

(1) 総論

原告らの主張は、被告らに対する違法性・損害・因果関係の立証とは無関係な評価・感想・歴史的叙述が大部分であり、本件要件事実と無関係ゆえ認否を留保する。以下は、必要に応じて認否する。

(2) 「部落地名総鑑」の延長線との評価(訴状第5-1)

否認する。

曲輪クエストは「部落地名総鑑」や全国部落調査とは無関係で、様々な歴史的資料、解放同盟の書籍や行政資料等を手がかりに個別の部落を探索するものである。いずれも、「部落地名総鑑」がなくても書くことが出来る記事である。

(3) 「部落探訪」の開始と全国部落調査裁判との関係(訴状第5-3・第5-4)

否認する。

「部落探訪」は2015年12月10日に第1回記事を掲載しており、全国部落調査裁判の仮処分(2016年3月28日)より前に企画が始動している。したがって、同企画を全国部落調査裁判の代替として開始・拡大したとの原告主張は事実と矛盾する。

加えて、件数増加は「クエスト」の継続に伴う自然な蓄積であり、仮処分を「潜脱」する意図は存在しない。

(4) 依命通知(甲13)の存在(訴状第5-5)

存在のみ認める。依命通知は行政機関による削除要請の指針であって私人に対する法的拘束力を有しない。

(5) 「学術・研究」表示は皮肉との原告評価(訴状第 5-6)

否認する。

現に曲輪クエストは学術資料を参照し、甲 24-17 にある通り新発田市早道場の太子堂を発見し、同地で「わたりばしょ」という用語を採録し、「わたり」と「たいし」の関係を裏付けるなど、新たな学術的発見も行っている。被告らの活動に関して全国部落調査の再発見については社会学の研究者からの引用実績もある(乙 20)。

また、新潟県内では現在も同和地区における中小企業者に対し、事業資金の貸付を行う制度が現存している(乙 21-1・乙 21-2)。なお、これはまさに神林村裁判で問題となった新潟県同和地区中小企業振興資金である。同和地区がどこなのか分からなければ、自身も含めどのような企業が制度の対象になるか分からないし、制度が適切に運営されているか監視することもできないので、同和地区の場所を調べることは正当性がある。

尋問における発言は比喩的な表現を切り取ったに過ぎない。

(6) 「司法判断を潜脱した拡散行動」との評価(訴状第 5-7)

否認する。

全国部落調査に係る裁判の仮処分決定および確定判決(甲 5)は後述する通り一覧表形式の出版・公表のみを対象としており、個別ルポ(部落探訪)は対象外である。被告らは裁判所決定を尊重し、一覧表公表を停止した上で合法的に取材・掲載を継続している。

(7) 被告宮部が執拗かつ悪質との評価(訴状第 5-8)

「部落探訪」による全国部落調査裁判の原告への攻撃を行ったことは否認する。全国部落調査裁判の原告は 200 名以上に及ぶことから、主要な部落に原告がルーツを持つ確率が高いことから起こる現象を、原告らが悪意を持って解釈しているものである。

YouTube から多数の部落探訪動画が削除され、その後に独自サイトに移

転したことは認める。しかし、そのことが権利侵害であるとか、「部落差別拡散行動」であるといった評価は否認する。部落探訪動画は、むしろ部落の理解に役立っている。

8 本件ウェブページ等により原告らの法益が侵害されている」との主張について
(訴状第 6)

(1) 被告宮部が本件ウェブページ等を掲載したこと(訴状第 6-1・第 6-2(1))

掲載の事実自体は認める。もっとも、原告らが用いる「暴露」「被差別地域」などの評価は法的概念ではなく、原告らの主観的感想に過ぎないため否認する。

(2) 本件ウェブページ等の内容(訴状第 6-2)

ア 「人権探訪(曲輪クエスト)」各記事と地域特定の有無(訴状第 6-2(2))

a. 総論

各記事の公開自体は認めるが、個人原告らおよび原告新潟県連の居住地域を暴露したことは全て否認する。被告らは、いずれのクエスト記事でも居住する個人を特定していない。

そして、被告らは「被差別部落」の用語は用いておらず、「被差別部落であることを特定」したことについても全て否認する。

以下は、必要に応じて反論を補足する。

b. 新発田市住吉地区(訴状第 6-2(2)ア)

当該地区が同和地区であることは原告長谷川サナエ自身が出演する映像作品(部落の心を伝えたいシリーズ 第 19 巻「差別を許さない自分づくり」～寝た子を起こして 30 年～)で公表している事実であり(乙 14)、被告が新たに「特定し暴露」した事実は存在しない。同作品のサンプル映像で、住吉教育集会所と隣の墓地を映し出し、ここに「差別戒名」とあると発言している。

また新発田市が同和対策事業として設置した教育集会所、隣保館が存在することからも同和地区であることは判別可能である。総務省大臣官房地域改善対策室発行の「同和行政史」より(乙 22)、教育集会所(同和行政史では文部省管轄の集会所だが、同和行政用語ではこう呼ばれる)は 30 世帯以上、隣保館は 50 世帯以上の同和地区に設置された事実が確認できる。

また、ウェブで公開されている「村上市人権教育啓発推進計画」(乙 23)には「部落解放同盟新潟県連合会顧問 同連合会 新発田住吉支部長」の肩書で原告長谷川サナエの名前が記載されている。

c. 胎内市桃崎浜(訴状第 6-2(2)イ)

大阪市立大学が公開している「埼玉県山梨県新潟県での現地研修記」(乙 17[184 頁])には「車は荒川を渡り荒川左岸河口の M 浜というところに入る。ここは集落が海岸に平行に展開している。2 本の道路があり海岸側のは広く、もう 1 本の平行道路は狭い。狭いほうが部落の道路である。道巾がちがうのである」という記述がある。これを、荒川河口付近の地図(乙 24-1)と照合すれば、容易に場所を特定可能である。

また甲 22 号証の 1 から分かる通り、現地に一目でここに部落解放同盟があると分かるポスターが掲示されている。ネットで言及されるよりは、現地に部落と分かるものが実際に存在することの方がよりインパクトが強い。

したがって記事は公知情報の整理・紹介にすぎず、地域情報の新規開示には当たらない。

d. 村上市平林湯の沢(訴状第 6-2(2)ウ)

この部落では神林村訴訟という、同和行政史を研究する上で極めて重要な事件があったため、研究者の間では公知である。国立国会図書館デジタルコレクションで文献名に「部落」を含む資料に対して「神林村」で検索すると多くの文献が見つかり、インターネット上で見ることができる(乙

25-1～乙 25-4)。したがって記事は何らかの情報を「暴露」したものではない。また、記事では湯の沢がいわゆる「未指定地区」であることを書いて同和地区であることを否定している。むしろ、神林村訴訟による公開の判決で湯の沢を同和地区と認定して暴露したのは、当時の御庁である(乙 18[70 頁]で「湯の沢地区は要綱にいう「同和地区」に該当すると判断する」と明示している)。そして、御庁にとって顕著な事実として、神林村訴訟の判決は保存されており、誰でも閲覧可能なはずである。

なお、御庁令和 6 年(モ)第 5 号訴訟記録閲覧等の制限の申立事件に係る令和 6 年 3 月 11 日決定では原告らが提出した神林村裁判の資料からまでも湯の沢の地名が秘匿されている(同決定 57 頁・58 頁)。これは原告らが裁判所に絵踏をさせ、「公知の情報でも自分たちが申し立てれば裁判所が秘匿するのだ」ということを判決前に示したものであり、原告らと御庁の対応には極めて強い不信感を抱いている。

e. その他 12 地域(訴状第 6-2(2)エ)

否認する。

各記事と原告新潟県連構成員との関係を、記事の内容から知ることは不可能である。

イ 記事目録 1(3)・2(3)について(訴状第 6-2(3))

記事等の作成は認める、暴露等については否認する。

会社名・代表者名は前述の通りいずれも商業登記簿等により公知であり、後に原告長谷川サナエ自ら報道機関に説明している(乙 14・乙 15)。また、差別的意図はなく、公益的論評の範囲内である。

また、記事等には有限会社住吉産業が「被差別部落」に所在するとは書いていない。被告らが承知する限り、有限会社住吉産業は歴史的な意味での部落の外であると思料する。甲 27-18 から分かる通り、被告らの調査では早道場の部落は西端である。しかし、有限会社住吉産業の所在地は

そこから離れた場所にある(乙 24-2)。仮に原告らの主張が事実であれば、有限会社住吉産業の所在地付近が部落であると原告長谷川サナエが暴露したことになる。

様々な部落を訪れた被告宮部の知識から推論すると、有限会社住吉産業は同和対策の何らかの優遇施策を受けるために、大字内に歴史的な部落がある早道場に所在地を置いたと考えられる。そして、その場所は産業施策上の同和地区として扱われているものであろう。

被告宮部がそう考える根拠は、原告らが言う通り新潟県の部落は「小敷点在」であるから、部落の場所にピンポイントで企業が存在することは稀である。しかし、それでは企業が同和事業の恩恵を受けることは難しいから、実際は当の住民にも知らされないまま、大字内のような大雑把な基準で企業が同和地区内にあると認定している。それは「インチキ」な気もするが、本訴訟における御庁の扱いが証明している通り、同和地区がどこかということは極度のタブーになっていることから、それを利用して行政は説明責任を回避できる。

もっとも、行政は同和地区指定の情報を開示しないであろうから、被告宮部の推測を証明する手段はないが、原告らの主張は推測が事実であることを強く示唆している。このような知識も得られるから、曲輪クエストは学術的価値が高く、公益性を有するのである。

ウ 小括に(訴状第 6-2(4))

否認する。

これらは根拠のない原告らの独自見解に過ぎない。

(3) 「差別されない権利」と個人原告の権利について(訴状第 6-3・第 6-4)

いずれも否認する。

原告らのいう「差別されない権利」は、原告らの独自の解釈である。そして、原告らは全国部落調査裁判判決を誤読している。

ア 全国部落調査裁判判決は部落探訪を権利侵害とは認めていない

同判決では、被告宮部が同裁判原告の住所地を訪問して風景や家屋及び自動車を撮影したことについて、権利侵害を認めていない。

同裁判原告 248(当時の解放同盟中央本部書記長)所有の家屋及び自動車を無断で撮影してインターネットで公開したことについて「同記事にはこれらの家屋や自動車が原告 248 のものであることを特定する記載はなく、原告 248 の法的に保護されるべき権利や利益を具体的に侵害したとは認められない」と判示している(甲 4[46・49 頁])。この判断は控訴審(甲 5)でも変わっていない。

原告らが不法行為と主張する被告らの行為は、前記と大差なく、原告らに対する権利侵害は存在しないと言うべきである。

イ 全国部落調査裁判判決は、全国部落調査に限って出版禁止をしている

同高裁判決は大阪市人権協会が発行した「50 年のあゆみ」等、他の同和地区に関する調査報告書にも言及しているが、「部落地名総鑑は平成元年 7 月頃までに回収されて焼却処分とされていることなどに照らすと、今日、これらの存在は一般に広く知られているものとは認め難い」とし、全国部落調査やそれをもとにした部落地名総鑑は他の資料とは一線を画すものであることを判示している(甲 5[27 頁])。

従って、同判決は政治的な都合から全国部落調査とその派生情報に限って緊急対応として出版禁止及び賠償を認めたものであって、他の資料や歴史研究全般には波及させないということが本旨である。

顕著な事実として部落解放同盟と関係組織が被告らをターゲットとして各地で濫訴している。もともと同判決はそのような事態を防止するために、徹底して判決の射程を全国部落調査に限定した。

ウ 全国部落調査裁判が提起された時点とは事情が異なっている

同裁判が提起された平成 28 年の時点では紙の書籍の内容をインターネ

ット上で網羅的に検索するサービスは公式には認められていなかった。平成30年の著作権法改正により、著作権者に無断でサービスが提供可能であることが明文化された。そして、現在では本訴訟の証拠として提出しているとおり、国立国会図書館デジタルコレクション等で紙の書籍の内容を検索できるだけでなく、権利関係上問題がないものについては、インターネット上で内容を読むことも可能になっている。

それらの検索対象には、部落ないしは同和地区の所在地情報が多数含まれており、部落ないしは同和地区の場所を公言してはならないという命題は明らかに規範性を失っている。

- (4) 原告新潟県連の構成員のための権利および業務遂行権について(訴状 5, 6)

いずれも否認する。

全国部落調査裁判判決は法人としての部落解放同盟の請求を全て棄却している。

同一審判決は「団体の構成員の名誉権が侵害されたからといって直ちに当該団体の社会的評価が低下するとはいえず、他に本件地域一覽の公開により原告解放同盟の社会的評価が低下したことを認めるに足りる的確な証拠はない」(甲 4[20 頁])と判示し、構成員の名誉権が即ち団体の権利になるということを否定している。

また、同判決は「団体の構成員の人格権が侵害されたからといって直ちに当該団体の業務遂行が妨げられたということとはできない」(甲 4[31 頁])と判示し、団体の業務遂行権が構成員の人格権を内包するとは認めていない。

本件に照らせば、原告らの各主張には理由がない。

- (5) 別紙記事目録 1、同 2、同 3 及び同 4 について(訴状第 6-7)

否認する。

原告ら及び原告らの経営する会社の所在地が「被差別部落地域」であるとは記事等には書かれていないし、むしろそのような情報の公開は原告らが被告らとは無関係に行ってきたことである。

(6) 記事の差し止めが必要であることについて(訴状第 6-8)

否認する。

9 本件ウェブページ等により原告新潟県連の法益が侵害されている(訴状第 7)

(1) 原告新潟県連の業務遂行権・名誉権の成否について(訴状第 7-1)

否認する。

前述のとおり、全国部落調査裁判の確定判決は、法人としての部落解放同盟の業務遂行権を否定している。原告らが引用する判例(京都地裁平成 29 年 4 月 27 日)は不動産所有法人が暴力団事務所化を差止めた事例であり、本件のような任意団体に一般化できない。したがって原告らが主張する「業務遂行権」なる法益は成立しない。

また、原告新潟県連は権利能力なき任意団体であって、法人格を備えず、民法上の権利主体として包括的に人格権・名誉権を享有し得る根拠を欠く。

(2) 本件ウェブページ等について(訴状第 7-2)

各記事を掲載した事実は認めるが、違法性を否認する。

そもそも原告新潟県連は名誉権を享有し得る対象ではないが予備的に主張する。

ア 別紙記事目録 5(1)の記事について(訴状第 7-2(1))

当該記事は関連文書・教員聞き取りに基づき、原告新潟県連による「確認会(糾弾会)」の実態を批判的に論評したものである。

記載の中心事実、①学校側に同和地区出身生徒数を答えさせたということについては、乙 4[31 頁]から原告新潟県連副委員長が過去に県立高校に対する確認会で同和地区生徒がいるかどうかを答えさせたり、

小学校の同和地区出身生徒数を把握していたり、していたことから、十分に真実相当性がある。乙 8-5[63 頁・80 頁・96 頁・111 頁・137 頁など]からも、教育委員会から生徒のプライバシーに関わる情報が繰り返し原告新潟県連に提供されていたことが確認できる。

②教員に罵声を浴びせたことについては、乙 8-5[14 頁・24 頁]の配置図から教員と原告新潟県連の関係者らが対峙する様子が手に取るように分かる。この配置で「確認会」という名称で激しいやり取りがないことがむしろ不思議で、真実相当性がある。

また、乙 8-5[12 頁・22 頁]は原告新潟県連が作成した「確認会要綱」であり、大部分は黒塗りであるものの、「問題提起」等の文字の後に箇条書きがされていることから、原告新潟県連が学校側に詳細な指示をしていることが推察される。乙 26-7[2 頁]で原告新潟県連が「当該文書は審査請求人がスムーズな「進行」を計る趣旨で、「進行予定案」の内部資料として作成したものである」と述べていることから、確認会が対等な会議ではなく、原告新潟県連が主導したことが分かる。

「ヤクザみたい」という表現は比喩的意見論評の域を出ず、公共性(県立学校運営)と公益目的(教育現場への不当介入の批判)を備えるため名誉毀損は成立しない。

なお、信憑性を示すために、被告宮部が関係者から聞き取った当時の糾弾会の様子を記す。当日の出席者を尋問すれば思い出すはずである。

- ・さすがに生徒の個人名は言っていなかった
- ・お母さんの小学校がどこか個人情報と言ってた
- ・あの場の雰囲気では、もしそこで何でそんなことを言うのかというと、そういうのはいい

じゃないか！と返されそうだった

- ・本当にもうヤクザみたいな感じでした
- ・解放同盟側は年配の男性が 5, 6 人いた
- ・奥の方に壁の方に特別席みたいなのがあって、新発田の住吉の長谷川さんがいた
- ・先生たちに対してお前らも何とか言ってみろと一人の男性が言った時に、先生が言うこともないからシーンとなって
- ・長谷川さんが「名指しすればいい」と言って横から指示していた
- ・長谷川さんは住吉の隣保館関連で有名な人で女性
- ・影で指示するような感じで、力持っているのかなあ
- ・喋っているのは 3 人くらいで、他は睨みをきかせる感じ
- ・当日は荒川高校周辺の高校の職員も呼ばれていた
- ・こういった現場に来ないと、こんなことがあると分からないと思う
- ・村上市の教育委員会の人たちがいた
- ・市長も呼んだのに来なかったとすごく怒っていた、こんな大事な場に来なかったと
- ・学校の先生は 3～40 人いた。みんなまじめに、スーツ着て来ていた。
- ・教頭、校長、同和担当、養護教諭みたいな人もいた
- ・解放同盟に対して学校側がとても弱い立場に見えた、脅されているよう
- ・学校はなぜ聞いてたげたり答えてあげたり個人情報漏らすのか
- ・誰かが警察に言わないのが不思議なくらい
- ・部落の子供は誰だと脅して、何人おりますと答えていた
- ・どこかの学校ではないかと答えたのに、後で分かったことがあって、あの学校は嘘ついてたんだ俺達を騙したんだ、それは差別してるからなんだと言ってた
- ・だから、嘘ついたら許さない
- ・それで学校側も震え上がっている
- ・湯の沢には本人が住んでいるわけではなくて、そこに祖父の家があって、そこから通うこともあるから、取りこぼさないようにみたいなことを学校が答えていた

- ・その家に行けと解放同盟が言うけども、学校側はそんな特別扱いはできない、説明を求められたらあなたの家は部落だからと言えというんですかと反論した
- ・それに対して解放同盟側が逆上して、口答えをするなど。行かないのは差別だ、差別しているから行けないんだろと。
- ・それは普通の差別の問題じゃないから、特別扱いしないと分からないと言って、どんどんヒートアップしていった
- ・なぜか妙高市の新井高校の新井先生というのがいて、その方が解放同盟とうまくやりあえるタイプの先生で、その場を穏便におさめていた
- ・しかし、結局学校側は行きますと言っていた

イ 別紙記事目録 5(2)の記事について

当該記事は情報公開が遅延していることへの批判を主題とし、被告宮部の取材結果から原告新潟県連を「クレーマー的団体」と評価したものである。また、特定の刑罰法規違反を摘示したものではなく、名誉毀損要件の「事実摘示」に当たらない。

また、仮に上記の記述が原告新潟県連の評価を下げるものだったとしても、原告新潟県連の圧力により情報公開が遅延したことは事実である。

乙 8-4 の裁決書の通り、乙 8-5 の文書を情報公開請求したのは、令和 5 年 2 月 7 日であり、原告新潟県連の審査請求により執行停止がされ、被告宮部が参加人となって審査に加わり、ようやく部分公開する旨の採決がされたのは令和 7 年 2 月 17 日であり、実に約 2 年を要した。

新潟県情報公開審査会答申(乙 8-3[7 頁])には「非公開部分の不整合について」「事務処理の遅延等について」と、異例とも言える付言が加えられており、情報公開に至るまでの手続きに遅延等の不備があったことは事実である。

乙 26-1～乙 26-13 に審査請求に係る文書を示す。遅延行為は答申に書かれたものだけでなく、例えば 2024 年 5 月 10 日の時点で参加人である被告宮部に法令上の根拠なく審査請求の名称が秘匿された(乙 26-1)。被告宮部が「審査請求人が誰かさえ分からない状態で、参加人に意見を求めるのは無理筋」と口頭で県教委に抗議した結果、原告新潟県連の名称等が書かれた審査請求書が開示されたのは 2024 年 8 月 21 日になってからである。一方、原告新潟県連は審査請求とは関係のない、本件訴訟の書面等の長大な文書(乙 26-7)を県教委に提出し、さらに不意打ちで文書を提出(乙 26-11～乙 26-13)した。

また、乙 8-5・乙 19 から原告新潟県連は繰り返し新潟県内の県立高校等を糾弾し、教育行政に干渉していることは明らかである。特に、生徒の個人情報に該当することを教職員等に報告させたことは、地方公務員法上の守秘義務違反という犯罪である。

従って、原告新潟県連が「クレーマー的団体」であって、「犯罪」を行っていることは真実であるか相当真実である。そして、原告新潟県連が教育行政に不当に干渉している事実を明らかにすることは公益性がある。「株式会社エンパワーメント中条」に対しては、被告らは意見論評をしたに過ぎず、名誉毀損は成立しない。

(3) 別紙記事目録 5 記載の各記事の差止請求(訴状第 7-3)

否認する。

別紙記事目録 5 記載の各記事は真実ないしは真実相当性があり、その事実を知らせることには公益性があるため、記事の掲載を禁止することはできない。

(4) 記事掲載の差止めが必要であること(訴状第 7-4)

記事に原告番号 1 や原告番号 2 の実名を記事に掲載したことは認めるが、その余は否認する

原告新潟県連は名誉権の主体にはなり得ないし、被告らは事実及び正当な意見論評を表明したものであり、それらの内容は公益性の高いものである。

10 被告らの損害賠償責任」について(訴状第 8)

(1) 被告宮部の損害賠償責任(訴状第 8-1)

これまでに述べたとおり、本件ウェブページ等は①公共性・公益目的を備えた調査報道・論評であり、②真実性または真実相当性を有し、③プライバシーの新規開示もないため、違法性を欠く。不法行為要件(民法 709 条)を充足しない。

(2) 被告示現舎の損害賠償責任(訴状第 8-2)

否認する。

前提として宮部の行為自体が違法ではない以上、示現舎に民法 715 条の使用者責任は生じない。加えて、示現舎のホームページ運営は報道・出版事業に当たり、憲法 21 条の保障のもと自社名義で行う言論活動である。

(3) 損害額の主張について(訴状第 8-3)

否認する。

原告らは特定の日時・内容・相手方を示す差別被害や業務阻害の事実を一切立証していない。抽象的精神的苦痛を理由に一律 200 万円を請求するのは失当であり、東京高裁「全国部落調査」判決における慰謝料(一人1～4 万円台)とも大きく乖離する。

弁護士費用 20 万円の算定根拠も示されておらず、訴訟追行の相当性が立証されていない。

(4) 小括(訴状第 8-4)

違法性・損害の双方が立証されていない以上、被告らに損害賠償義務は

発生しない。よって、原告らの請求(各 220 万円の連帯賠償請求)は理由がなく棄却されるべきである。

11 結語(訴状第 9)

原告らが求める削除・差止および損害賠償はいずれも要件事実を欠き、言論・取材の自由(憲法 21 条)を過度に制約するものである。したがって、本訴請求は全面的に棄却されるべきである。

第2 第 1 回準備書面に対する反論

地方公共団体、地方議会からの削除要請が多数あったという形式的事実自体は認める。しかし、これらは各団体の一方的評価にすぎず、強制力も不利益処分性も伴わない。司法判断は憲法 76 条 3 項・81 条により裁判所が専属的に行うものであり、本訴の違法性・損害判断には一切影響しない。

そのことを踏まえ、一度「部落解放運動団体」という先入観や偏見を取り去ったうえで、第 1 回準備書面と付属の証拠(甲 28～甲 38)読み返しつつ、常人の感覚に立ち返って被告らの主張を検討頂きたい。

1 「わずか 100 名強」の団体が県内ほぼ全市町村を動かした異様さ

訴状第 2-1(1)において、原告らは「100 名以上の部落民が原告新潟県連の構成員(同盟員)となっている」と記載している。言い換えれば、原告新潟県連の会員数は 100 名強であり、多くとも 200 名を超えることはない由原告らが自白したと言える。

原告新潟県連は新潟県人口(約 210 万人)の 0.005%程度にすぎない規模であるにもかかわらず、第 1 回準備書面および証拠説明書(2)で列举された要請文書は、県内 5 市 1 村が計 40 通以上の「削除要請」「意見書」、南魚沼・魚沼・湯沢の県南部 3 首長の連名要望書(甲 34)、知事までが法務局長と面談し「協力」する旨を意見交換(甲 38)したとしている。

常識的な政治・行政感覚から見て、100 名規模の任意団体がここまで首長・議会を横並びで動かすことは極めて異例である。むしろ「行政に対する不透明かつ過度な働き掛け」に近い構図であり、団体側が主張する「差別される弱者」像とかけ離れている

2 各要請書の文面がテンプレート的で、被害立証は皆無

各要請書の文面は同一ということはないにしても、ほぼすべての文書が「人権侵犯事案として削除要請を求める」「部落差別を拡散するおそれ」という趣旨の内容で、新潟法務局長ないしは法務局支局長あてに「削除要請を要請」する内容である。

なお、被告らの連絡先は公開されているにも関わらず、被告らがこれらの首長から直接要請されたことは一度もない。被告らが加入するプロバイダーに削除要請がされたということも聞いていない。

そして、いずれの文書にも「当市独自に〇〇の被害を確認した」「〇月〇日に××の差別事件が発生した」等の具体的事実が一切ない。これらは自治体が主体的な判断をせずに実質的に原告新潟県連からの通報をそのまま転送しているに過ぎず、客観的違法性の裏付けにはならない。

3 「モニタリング」を盾にした常時監視

多くの文書に「当市ではモニタリング事業を行っている」という旨の記載(甲 28-1 新発田市・甲 31-1 新潟県村上市など)があるが、私人の言論を公費で常時チェックする行為は、表現活動に対し重大な萎縮効果を招く。

しかも監視基準は「部落探訪＝ただちに差別」という恣意的な定義であり、学術・批評目的の発信をも一括して人権侵犯と決めつけている。

これは憲法 21 条の「検閲の禁止」や学問の自由に照らし大きな問題をはらむ。確かに反差別運動は「マイノリティ」の権利を守るものなのであろうが、これはマイノリティというよりは、神林村裁判の例から明らかなように部落住民から支持されているというわけでもない、ごく少人数の政治的圧力団体の要請を根

拠に公権力が広汎な言論を排除しているということであり、民主社会の手續として著しくバランスを欠く。

4 原告新潟県連の政治力の源泉の正当性が疑わしい

被告らがこれまで証拠とともに示した通り、原告新潟県連は教職員に対し威圧的な糾弾を行い、同和地区出身生徒数の開示を迫るなどの明らかに過剰で不当とも言える要求をし、実際にそれを通してきた。そして、それらの事実を明るみにするために、被告らは本件訴訟の対応のように大変高額な対価を支払っている。

荒川高校が非常に理不尽な「差別」という言いがかりで従わされたことを見れば、第1回準備書面に付随する要請文量産の背景に同様のものがないと信じることはできない。

5 結論

以上の通り、要請文は行政機関の一方的見解であって、法的拘束力も権限発動も伴わない。なおかつ、具体的被害事実を示さないため、損害・因果関係の立証には全く資さない。

原告新潟県連は、自ら「100名以上の部落民」という小規模団体であることを認めつつ、その規模をはるかに上回る首長・議会・教育委員会を動員している。しかも各要請文は、被害事実を一切特定せず、法務局に「削除要請を行うよう要請」するのみである。この構図自体が、被告らの調査報道が社会的に重要な公共問題(行政の恣意的言論規制の危険性)を指摘したものであることを逆説的に裏付けている。

第3 2025年2月25日付け「訴えの変更申立書」に対する答弁

1 変更後の請求に対する主張と答弁

令和7年3月5日付け答弁書第1から第3までに記載した主張と答弁を変

更後の請求に対してそのまま援用する。

2 変更の理由について(訴えの変更申立書第2)

別紙記載の記事を掲載した事実は認め、「被差別部落を晒す」等の悪意については否認する。

3 訴え変更の許可について

今後同様の訴え変更を許可し続けるのであれば、被告らの防御準備に著しい遅延を生じさせるから許可は慎重に検討されるべきである。

現行法下で、曲輪クエスト一般の継続的公開を全面的に禁じ得る一般的・抽象的法令又は確定判例は存在しない。

なお、被告らは今後も継続中の審査請求の手續や、私的な旅行、地元住民からの招へい等に伴って、取材・研究を継続する可能性があるため、本件変更が連続的追加を予定したものかどうかにつき、裁判所の訴訟指揮に委ねる。

第4 第2回準備書面に対する反論

本書面の大部分は甲号証を逐一引用しているのみで、新たな主要事実または要件事実の主張を含むものではない。それらは原告らの説明によらずとも、裁判官が直接甲号証を取り調べるのが適当である。

原告らが曲輪クエスト記事を掲載している事実は認めるが、「被差別部落」「暴露」「潜入」等の原告らによる主観的な評価については否認する。

以下は、必要に応じて認否・反論する。

1 「部落探訪」について(書面第1)

(1) 概要(書面第1-1)

曲輪クエストは本質的には地理・地誌についての現地研究であって、憲

法第 21 条・第 22 条 1 項・第 23 条により全ての地域、国民に保障されているものである。部落に限って禁止されているものでもない。

(2) 証拠で提出した甲号証と画像との違い(書面第 1-2)

ウェブ上の情報も合わせて取り調べることに異存はないが、ウェブサイトは後に記載の誤りや追記すべき事項が判明した場合は訂正することがあり、部落の場所を誤った等の重大な誤りが判明した場合は非公開化することもある点に留意されたい。

2 個人原告らの権利侵害につながる各記事の内容(書面第 2)

曲輪クエストが住民の権利侵害につながるという趣旨の主張は否認する。

また、地域名等を伏せ字にすること自体が、それらの地域に対する差別であり、伏せ字にする理由付け自体が差別的なものにならざるを得ないから、被告らは原告らのやり方に与しない。

(1) 記事目録 1(1) 曲輪クエスト(148) (甲 21-1)(書面第 2-1)

新発田市隣保館は同和対策施設であることは紛れもない事実である。乙 19 から隣保館自体が同和対策施設であることは明らかであるし、原告らが提出した甲 39 の表紙に「部落差別をはじめ～」という記載があることから、新発田市が隣保館を同和対策施設と位置づけていることを原告らが証明してしまっている。

原告らが記事の誤りを指摘している部分については不知。新発田市隣保館が新潟県内で初でないことや、掲載している地域に「部落指定」されていない地域もあり、それらが訴訟の要件事実であるならば、原告らがその証拠を示さなければならない。

(2) 記事目録 2(1) 曲輪クエスト(149) (甲 22-1)(書面第 2-2)

記事で原告小池武志の名字や自宅を特定した事実はない。

(3) 記事目録 4(3) 曲輪クエスト(147) (甲 24-3)(書面第 2-4)

原告新潟県連の事務所とその近くの廃屋を強調するように写しているとい

う事実はない。記事からは写真が原告新潟県連の事務所であることは分からないし、少なくとも被告宮部が撮影した当時はそこが県連の事務所であることは知らなかった。

3 「部落探訪」による個人原告らの権利利益の侵害(書面第 3)

- (1) 「部落探訪」が原告らの「差別されない権利」を侵害するものであること(書面第 3-1)

否認する。

第 1-6(3)ア～ウの主張を援用する。

- (2) 差別意識の拡散を企図した内容であること(書面第 3-2)

- ア 地域や場所が特定されて姓との結びつきを強調していること(書面第 3-2(1))

新潟県内の部落が「少数点在」であるかどうかは不知。「被差別部落」については否認。その余は認める。

曲輪クエスト記事は通常の地理・地誌研究と同様の手法を用いているものであって、むしろ部落を差別していない。

- イ 差別意識の拡散を企図した内容であること(書面第 3-2(2))

地域の写真を掲載し、そこで見た事実を記載したことは認めるが、差別意識の拡散を企図した等の原告らの論評に対しては否認する。

- (3) 小括(書面第 3-2(1))

部落と、地域によっては姓を特定・推測したことは認めるが、その余は否認する。

以上